

たいにい・ぼっくすつうしん

Vol.108

令和6年
3月15日

「福祉を職に選ぶ」は、類まれな社会で

2月6日、3年に一度の報酬改定の指針が発表されました。福祉関係者は、戦々恐々として、厚生労働省のホームページを開き、その改定内容をチェックするのです。しかし、文面だけでは理解しにくい部分があり、4月以降になってから、ジワジワと改定内容を実感し、意図を理解していくことでしょう。今回の改定は、過去に例を見ないほど、放課後等デイサービスだけではなく、他の福祉サービスも大幅な変更があります。

福祉を利用する側にとっても関係深い報酬改定なので、説明する機会を設けたいと思うのですが、改定の一つに、“従事して5年以上の職員が支援した場合とそうでない場合の単位の差”が導入されました。経験年数を基準に専門的な支援の質を評価するという事です。現状、児童発達支援と放課後等デイサービスで5年以上働いているパート・アルバイトはごくわずかで、その割合は1割から2割程度とされています。取得できる事業所はごくわずかと思われます。この加算要件をクリアすることが難しい状況で、今後は「福祉に興味があり、働いてみたい」という新しい人材を取り入れることが難しくなる可能性があります。人材確保が課題となる福祉分野で、ベテランを優遇する考えは大切ですが、同時に、新しい人材を育成できる環境を整える必要もあります。欲を言えば、人材育成の視点からの報酬改定内容が欲しいものです。

3月は新年度に向けた新しい生活を準備する期間です。たいにい・ぼっくすで1年ほど働いた大学生も、卒業が迫り、4月からは社会人として福祉の公務員職に就くことになります。アルバイト面接で、将来は福祉の仕事をしたいと話し、努力の結果、見事に実現しました。「卒業できるかな」「国家試験に合格するかな」などプレッシャーを感じては落ち着かない様子で、誰かに頼られる存在や社会的役割を意識した立場になるのはまだ先のようにですが、将来の福祉の担い手として、大きな期待を込めて、惜しみないエールを送ります。

たいにい
のようす

写真掲載欄のため、内容を削除しております。

報酬改定の説明会について

令和6年度の報酬改定について、お便りではお伝えしにくい部分がありますので、4月茶話会の前の時間に詳細の説明会を行います。基本報酬の算定方法が抜本的に改定されたので、月々の利用料が大幅に変動する可能性があります。是非、ご参加ください。

日時：4月21日（日）10:00～（茶話会 10:30～）

資料：令和6年度報酬改定について

場所：たいにい・ぼっくす あさひ

4月の予定
春季長期休暇期間計画
参照

4月 休業日

6日 7日

13日 14日

20日 21日

27日 28日

29日

